

加茂市



議会だより

第196号

平成29年4月30日

編集発行 加茂市議会

〒959-1392

新潟県加茂市幸町2丁目3番5号

TEL 0256-52-0080 (代表)

FAX 0256-53-4684 (直通)

ホームページ

<http://www.city.kamo.niigata.jp>

E-mail

gikaijimu@city.kamo.niigata.jp

—平成29年3月定例会他—



〈主な内容〉

平成29年度予算決まる……(2)
体育施設条例改正など可決……(3)
7人が一般質問に登壇……(4)
委員会の審査から……(7)
特別委員会中間報告……(8)
特別委員会の動き……(8)
議案審議結果、議員賛否の状況……(9)

希望に胸をふくらませ、新一年生が新しい門出を迎えました。

(4月6日 下条小学校 入学式)

3月 8日 本会議
9日 本会議
10日 連合審査会
13日 産業建設常任委員会
14日 産業建設常任委員会
15日 社会厚生常任委員会
16日 社会厚生常任委員会
17日 総務文教常任委員会
21日 総務文教常任委員会
23日 本会議・全員協議会

定例会日程

平成29年度予算決まる

予算総額
237億円

一般会計4.3%増

予算議会ともいわれる三月定例会市議会は、八日に招集され二十三日まで会期十六日間が開かれました。この定例会では、総額二百三十七億円となる平成二十九年度一般会計・特別会計予算と水道事業会計予算をはじめ、条例の改正など市長提出議案二十八件を慎重に審議の結果、全て原案可決しました。

市長は施政方針演説で、「平成二十九年度予算は、高い水準の市政を堅持しつつ、病児保育園の建設、全小中学校の教室の冷暖房化、全市営体育館の冷暖房化、北コミュニティセンター建設、猿毛―加茂駅間の加茂川右岸の市民バス路線の開通、七谷の堰ノ川の地下分水路の建設、須田の広域農道の延長、消防団員の出動手当等の県内最高額への増額等のたくさんの重要政策を実現して、市民の皆様お一人おひとりを最大限にお幸せにする黒字の予算であります。四千万円の黒字予算により、貯金的基金は二十九年度当初の二億百万円から年度末には二億四千万円に増加する見込みであります。これまでに到達した市政の高い水準をさらに高め、充実させて参りたいと存じます。」と決意を述べました。

平成二十九年度の一般会計と六特別会計を合わせた予算の総額は、二百三十六億七千六十一万三千円で、前年度より二・九%の増となりました。

一般会計 予算規模は、百三十九億四千万円で、前年度より四・三%の増となっています。

歳出の主な内容は、民生費が四十億五千二百七十五万五千円で、全体の二十九・一%を占め一番多くなっています。

国保特別会計 予算の総額は、三十四億四千二百五十九万二千円で、前年度より〇・二%の減となっています。

歳出の主な内容は、保険給付費二十億六千六百九十五万七千円などです。

後期高齢者特別会計 予算の総額は、二億八千七百二十四万五千円で、前年度より、四・〇%の増となっています。

歳出の主な内容は、後期高齢者医療広域連合納付金二億七千四百三十七万四千円などです。

宅造特別会計 予算の総額は、三億四千九百四十二万円で、前年度と同額です。

歳出の主な内容は、用地購入費三億円などです。

下水道特別会計 予算の総額は、二十九億九千九百三十九万九千円で、前年度より三・五%の増となっています。

歳出の主な内容は、補助事業五億円などです。

介護保険特別会計 予算の総額は、三十億四千四百六十二万四千円で前年度より、〇・六%の増となっています。

歳出の主な内容は、保険給付費二十九億三千七百三十六万九千円などです。

在宅介護サービス特別会計 予算の総額は、五億四千七百三十三万三千円で、前年度より、〇・一%の増となっています。

歳出の主な内容は、訪問介護

平成29年度 会計別予算額と伸率		
区 分	予 算 額	伸 率
	千円	%
一 般 会 計	13,940,000	4.3
特 別 会 計	国 民 健 康 保 険	3,442,592 △0.2
	後 期 高 齢 者 医 療	287,245 4.0
	宅 地 造 成 事 業	349,420 0.0
	下 水 道 事 業	2,059,399 3.5
	介 護 保 険	3,044,624 0.6
	在 宅 介 護 サ ー ビ ス	547,333 0.1
合 計	23,670,613	2.9
水 道 事 業 会 計	884,150	16.9

事業費二億三千五百二十八万五千円などです。

水道事業会計 収益的収支では、一億六千四百九十九万九千円の当期純利益を見込んでいます。

また、資本的収支では、一億二千四百十三万八千円の不足額が生じますが、これは、損益勘定留保資金などにより補てんするものです。

体育施設条例改正など可決

平成二十九年年度の各会計当初予算を除く市長
提出議案の主な内容は、次のとおりです。

条例改正

非常勤職員の報酬及び費用弁償に

関する条例の一部改正は、農業委員会等に関する法律の改正により、農業委員会委員の報酬に活動の実績に応じた額を支給できるように措置するとともに、農業委員会が委嘱する農地利用最適化推進委員の報酬額を定めるものです。

職員の給与に関する条例、職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び職員の育児休業等に関する条例の一部改正は、地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の改正に伴い改正するもので、民間及び人事院勧告等を踏まえた国家公務員の改正内容に準じて、育児休業等の対象となる子の範囲の見直し及び介護休業の分割取得、介護のための所定労働時間短縮措置を設ける等の見直しを行うものです。

市税条例等の一部改正は、消費税の税率引き上げ延期により、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行う

ための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律等の改正に伴い改正するものです。

主な内容は、法人市民税の法人税割率の引き下げなどの施行日を消費税の税率引き上げ期日まで延期するものです。

公民館条例の一部改正は、公民館須田分館競技場に冷暖房設備を設置することに伴い、使用料を定めるものです。

体育施設条例の一部改正は、屋内ゲートボール場の管理を社会福祉協議会から加賀市に移管することに伴い、同施設を体育施設に追加するため、また、市民体育館、下条体育センター、屋内ゲートボール場に冷暖房設備を設置することに伴い、体操トレーニングセンターと同様に使用料を定めるものです。

勤労者体育センター条例の一部改正は、勤労者体育センターに冷暖房設備を設置することに伴い、使用料を定めるものです。

デイサービスセンター設置条例、訪問介護、訪問看護及び訪問リハビリテーションの利用料の助成に関する条例並びに介護予防通所介護及び介護予防通所

リハビリテーションの利用料の助成に関する条例の一部改正は、介護予防・日常生活支援総合事業の実施に伴い、現行のサービス体制を維持するために、所要の改正をするものです。

介護保険条例の一部改正は、第一号被保険者の介護保険料の段階の判定に関する基準を改定し、現行の所得指標である合計所得金額から、長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額を控除した額を用いることとするものです。

消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正は、消防団員の出勤手当その他の手当を県内最高額にまで引き上げて、その労に報いるため、手当額の改正をするものです。

二十九年年度補正予算

在宅介護サービス事業特別会計は、ホームヘルパーの処遇改善に係る委託料一千二百六万五千円を増額し、予算の総額を五億五千九百三十九万八千円とするものです。

二十八年度補正予算

一般会計は、七千二百三十三万六千円を増額し、予算の総額を百四十一億五千四百八十六万六千円とするものです。

歳出の主な内容は、退職手当四千二百七十五万五千円などを

増額し、長期債利子償還金二千四十万円などを減額するものです。

国民健康保険特別会計は、保険給付費五千二百万円を増額し、予算の総額を三十八億四十五万円とするものです。

下水道事業特別会計は、一般会計繰入金金の精算に伴い、繰越金一千二百五十四万一千円を増額し、同額一般会計繰入金金を減額するものです。

介護保険特別会計は、二千八百四十一万円を増額し、予算の総額を三十億九千三百六十七万八千円とするものです。

歳出の主な内容は、保険給付費二千六百八十九万八千円などを増額し、これに充てる財源として繰越金二千五百五十七万三千円などを増額し、繰入金一千五百四十九万八千円を減額する



3月定例会本会議（3月23日）

ものです。

指定管理者の指定

産業センターの管理を委託する指定管理者について、引き続き商工会議所を指定するものです。

市道路線

猿毛線三号の道路改良事業により、路線が延長されたことから路線の変更をするものです。

市議会3月定例会 一般質問

県央医師会応急診療所について

市政クラブ 樋口博務 議員

質問 ① 県央医師会

応急診療所は、平成二十一年四月に開設され、八年が経過しようとしている。祝日、夜間、利用する加茂市民も多く、中には、肩身の狭い思いをして診察を受けている人も多いと聞く。加茂市も参加するよう要望するが、市長の考えはどうか。

② 小中学校の耐震補強工事であるが、校舎

について補強工事が必要な学校はあと何校あるのか。また、西小学校については、今後、どのようにするのか、統合も含め、地元と話し合っ

て結論を出してほしいが市長の考えはどうか。

③ 長岡栃尾巻線、加茂大橋が完成して交通量も多い。しかし、コメリ付近から川西地区の間には、歩道がない。地元から要望があるが、早期設置を県に要望していた

きたい。

ターにする構想の下に、従来あ

った応急診療所を改築したものであり、これに反対した加茂市にとつては改築する必要のないものであった。そのために、改築費用の負担はしていないのである。また、応急診療所に、加茂市は毎年お金をを出していないが、それは、他の市町村も同じである。構成市町村などというものは、そもそも存在しない。強いて、そのような言葉を使うのなら、医師が出て

いる市町村は、すべて構成市町村である。

② 校舎の耐震補強工事が残っているのは、小学校で加茂小（裏校舎）、下条小、七谷小、須田小、石

川小、西小の六校。中学校で、葵中、七谷中の二校である。また、西小については、従来からの統合すべきでないとの考えは変わらない。

③ 長岡栃尾巻線のコメリホームセンター加茂店下から、川西地区の新潟小須戸三条線までの約二千三百メートルの区間には、歩道がまだ設置されていない。そのため、三条地域振興局を通じ、県に歩道整備を要望し続けているところである。引き続き早期実現を強く県に要望していく。

連携中枢都市圏構想への不参加について

大志の会 浅野一明 議員

質問 ① 昨年の十二月、新潟市

は連携中枢都市宣言を行い、新潟市と近隣十一市町村とで、「(仮称)新潟広域都市圏」の形成を目指す」と発表した。近隣十一市町村とは、胎内市、聖籠町、新発田市、阿賀野市、阿賀町、五泉市、田上町、加茂市、弥彦村、燕市、三条市である。

この連携中枢都市圏構想とは、人口減少・少子高齢社会にあっても、国民が安心して快適な暮らしができるように、地域において、相当の規模と中核性を備える圏域の中心都市が、近隣の市町村と連携し、コンパクト化とネットワーク化により、圏域全体の経済成長、高次の都市機能の集積・強化、圏域全体の生活関連機能サービスの向上を実現しようというものである。

これに対し、市長は、加茂市は、この構想に参加しない意向を明らかにしたとの報道があった。不参加とした理由はなにか。また、お互いに利益になる分野では、構想に参加すべきと考えるが、加茂市

として今後の方針はどうか。

答弁 ① この連携中枢都市圏構想は、総務省が、平成二十六年八月に要綱を制定している。この構想の目的は、いろいろと挙げてあるが、その本質は、平成の市町村大合併後のさらなる合併、道州制の導入につながるものである。ようやく合併の牙から逃れた加茂市にとつて、参加してはならないものである。

お互いの利益になるような場面は、なかなか想定が難しいものがあり、連携した分野では、高い水準に到達した加茂市の、市政の自主性が損なわれかねない。また、過去には、県央広域市町村圏協議会というものがあり、中心となつた市の独断専横が極めて激しく、この手のものは、こりこりしている。

今後の方針としても、市町村合併に類したものに参加することとは、加茂市の到達した高い市政の水準をゆるがしかねない問題であり、参加すべきものではないと確信している。

市議会3月定例会 一般質問

県央医師会応急診療所について

Y01998 安 武 秀 敏 議員

質問 ① 去る一月二十三日付で、県央の四

市町村長が連名で、加

茂市長に対して、構成

市町村に参加し、施設

整備費について応分の

負担をするよう要請が

あった。また、昨年は、

参加を求める請願も採

択されている。それを

尊重し、県央応急診療

所の構成市町村に参加

してはどうか。

② 新町街区の道路拡

幅工事と雁木の建設工

事は、順調のようだが、

生田屋の土地買収につ

いては、納得できな

いと多くの市民が疑問

視している。事業と

関係のない生田屋の土

地まで購入したのは、

公私混同、便宜供与、

論功行賞だと、市民は

顔をしかめている。維

持費はどれくらいかか

るのか。また、加茂市

でトップクラスの重要

文化財だというが、い

つから重要文化財にな

ったのか。さらに、利

用についても具体的に

ない。この建物でなか

ればならない理由は

なにか。

答弁 ① この応急診療

所は、三条市長が、単

独型救命救急センター

にする構想の下に、従

来あった応急診療所を改

築したものであり、こ

れに反対した加茂市に

とっては改築する必要

のないものであった。

そのために、改築費用

の負担はしていないの

である。また、応急診

土地開発基金

Y01998 大 平 一 貴 議員

質問 ① 加茂市の土地

開発基金は、昭和四十

五年に設置された。設

置目的は、高度経済成

長期で、著しい地価の

高騰があるため、議

会の承認を待っていると、

高値で購入することがあ

るためである。しかし、

近年、地価の下落傾向

が続いており、土地を

先行取得する効果が薄

れている。また、通常、

土地買収する場合は、

予算案を議会が議決し

て執行するが、基金の

場合は、先に買収し、正

式に事業化するときには

初めて予算化される。そ

のため、市民にも議会

にも見えにくい。これ

らの理由から、土地開

発基金を廃止している

自治体が増えている。加

茂市がこの基金を残す

理由はなにか。

先ずするか。

答弁 ① 土地開発基金

による土地の取得につ

いては、条例で定めら

れた面積、五千平方

メートル以上のものは

議決が必要であるが、

超えないものは議決が

いらぬ。現在の制度は、

機動的に土地を取得す

るには、極めて有効かつ

妥当な制度である。県

央市町村で、加茂市以

外は、県央土地開発公

社を利用しているが、こ

れに依存する市町村の

多くは困難な状態にあ

る。即ち、多額の金利と

引き取り要請である。ま

た、土地の取引には、取

引の機会というものがあ

り、機会を逃しては取得

は不可能ということがあ

る。土地開発基金は、県

内二十二市町村が持つ

ている。

② これまで、加茂市

土地開発基金

Y01998 大 平 一 貴 議員

質問 ① 加茂市の土地

開発基金は、昭和四十

五年に設置された。設

置目的は、高度経済成

長期で、著しい地価の

高騰があるため、議

会の承認を待っていると、

高値で購入することがあ

るためである。しかし、

近年、地価の下落傾向

が続いており、土地を

先行取得する効果が薄

れている。また、通常、

土地買収する場合は、

予算案を議会が議決し

て執行するが、基金の

場合は、先に買収し、正

式に事業化するときには

初めて予算化される。そ

のため、市民にも議会

にも見えにくい。これ

らの理由から、土地開

発基金を廃止している

自治体が増えている。加

茂市がこの基金を残す

理由はなにか。

先ずするか。

答弁 ① 土地開発基金

による土地の取得につ

いては、条例で定めら

れた面積、五千平方

メートル以上のものは

議決が必要であるが、

超えないものは議決が

いらぬ。現在の制度は、

機動的に土地を取得す

るには、極めて有効かつ

妥当な制度である。県

央市町村で、加茂市以

外は、県央土地開発公

社を利用しているが、こ

れに依存する市町村の

多くは困難な状態にあ

る。即ち、多額の金利と

引き取り要請である。ま

た、土地の取引には、取

引の機会というものがあ

り、機会を逃しては取得

は不可能ということがあ

る。土地開発基金は、県

内二十二市町村が持つ

ている。

② これまで、加茂市

市議会3月定例会 一般質問

連携中枢都市圏構想について

市政クラブ 白川克広 議員

質問 ① 相当の規模

と中核性を備える圏域の中心都市が近隣の市町村と連携し、コンパクト化とネットワーク化により、人口減少社会においても、社会経済を維持する拠点を形成するとして、新潟市が、連携中枢都市宣言を行った。しかし、加茂市は参加しないというが、今後、どう対応するのか。

② 加茂市においては、多くの災害を経験し、防災行政無線の必要性は痛感していると思う。このシステムを活用し、火災発生のお知らせ、

行方不明者の搜索依頼など、幅広い広報活動も可能と思う。現在の防災行政無線のシステムと設置状況や、これまでの発信内容などの運用実態はどうなっているか。また、予算に計上されていた「防災行政無線更新工事費負担金」の執行状況とその内容は、どうなっているか。

答弁 ① この構想の目的は、い

ろいろと挙げてあるが、その本質は、平成の市町村大合併後のさらなる合併、道州制の導入につながるものである。ようやく合併の牙から逃れた加茂市にとって、参加してはならないものである。今後の方針としても、市町村合併に類したものに参加するということは、加茂市の到達した高い市政の水準をゆるがしかなない問題であり、参加すべきものではないと確信している。

② 防災行政無線の運用実態であるが、現在、加茂市の防災行政無線は、市役所にある出力十ワットの基地局が一台、移動系として、出力十ワットの車載無線機が五台、出力五ワットのハンディ無線機を五台所有している。災害時の現場

とのやり取りに使用するが、普段は、祭りやイベント連絡用にも使っている。これまでに発信した内容等であるが、加茂市の無線は、屋外スピーカーを利用するような同報無線ではなく、個々の連絡用である。加茂市では、同報無線の代わりに、エリアメールを活用している。防災行政無線の更新予算は、県と市町村をつなぐ衛星系の

防災行政無線の更新である。

地域で取り組む「引きこもり」の社会復帰支援について

公明党 三沢嘉男 議員

質問 ① 現在、現役世代の引き

こもりの増加は、高齢家庭の負担となってきた。厚生労働省では、引きこもり者のいる世帯が、全国で約二十六万世帯と推計して

おり、また、その平均年齢は、上昇傾向にあると言われている。問題は、引きこもりを抱える親が既に高齢化している上に、子どもも不就労が続くことで、世帯が生活困窮にいたることだと思う。そのためにも、支援策が必要であるが、次の点について伺う。

・加茂市の引きこもり者の現状の把握はできているか。
・義務教育課程においては、適応指導教室やすらぎルームなどの支援体制があるが、義務教育終了後の体制がない。それらに参加できるように拡充してはどうか。

・現在、加茂市の就労支援体制はどうなっているか。

答弁 ① ・加茂市の現状であるが、現在、義務教育課程での引きこもり者はいない。十五歳以上では、調査はしていないが、相談を受けるなど、把握している人数は

七人である。今後の調査であるが、これについては、本人、家族のプライバシーに関わる問題のため、相談を受けての対応としたい。

・適応指導教室は、あくまでも義務教育に通う小中学生を対象としたものであり、現在、開設している勤労青少年ホームでのスペースの問題もあり、従来どおりとした。一方、市の施設として、機能訓練センター内に、やまびこ作業所がある。ここでは、精神障がい者の方をはじめ、さまざまな方が、自立、就労を目指している。高校生以上の方は、こちらへ来ていた

だき、社会復帰、就労への足がかりとしてほしい。

・無理に就労させるわけにはいかないが、就職を希望するのであれば、話を聞いた上で、ハローワークの、なかなか就労に結びつかない人々たちを支援する担当者に紹介することもできる。加茂市では、

今までどおり、引きこもり者に対して、無理に就労させず、生活に困っているのであれば、年金や生活保護で手厚く援護していきたい。

市議会3月定例会 一般質問

雪害対策について

大志の会 滝沢茂秋 議員

質問 ① 近年、消雪パイプの老朽化に伴い、十分な機能を果たせず、大雪の際に、道路が通行不自由となる事態が発生している。また、井戸水不足を起こす例も各所でみられる。今後の消雪パイプの新設についての考えはどうか。また、機能不全の消雪パイプや漏水する井戸の把握状況はどうか。不調の消雪パイプの道路は、最初から機械除雪路線としてはどうか。次に、子どもたちの通学路の早朝除雪が行われていない箇所調査を行うべきと考える。また、区を通じての歩道除雪機の購入補助を行っているかどうか。更に、この一月の大雪で、果樹棚が壊れるなどの被害があった。被害状況や復旧についての支援策についての考えはどうか。

答弁 ① 財政状況の厳しい中、毎年、消雪施設の更新を行ってきた。今後も一千万円規模で行っていくきたい。消雪施設の新設については、地盤沈下や地下水不足の恐れから、考えていない。状況把握については、毎年、井戸とパイプの点検と調整を行って把握している。また、井戸の湧水であるが、長時間、連続揚水すれば、地下水量には限界があるため、湧水することはままある。その際には、機械除雪で対応している。消雪施設の不具合は、いつ発生するかは予測できないため、最初から除雪計画路線図に記載することはできない。歩道の除雪は通学路を中心に行っているが、マンパワーには限りがある。小型除雪機の補助であるが、事故のことを考えると、専門の方の操作で行うべきであり、また、区に、常に小型除雪機で歩道除雪を行うマンパワーがあるとは思えない。この一月の大雪では、湿った雪で、果樹棚が崩壊したり、枝折れや幹が裂けるなどの被害が発生した。約十二軒で被害があった。被害農家への支援は、金融機関からの借り入れに対する利子の全額補給を考えているが、春の花芽の付き方をみないと、収入減の状況を把握できないのと、被害の全体像がまとまりしだい、議会に相談したい。

委員会の審査から

各常任委員会に付託された議案は、3月13日から21日の間に各常任委員会を開いて慎重に審査した結果、議案は全て原案可決すべきものと決まり、最終日の本会議へ報告されました。

産業建設常任委員会

三月十三日と十四日の両日委員会を開催し、市道路線の変更箇所現地視察を行った後、一般会計予算など付託された議案九件について、それぞれ説明を受け慎重に審査した結果、非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正については、質疑討論がなされ、起立採決の結果、原案可決すべきものと決定しました。

社会厚生常任委員会

三月十五日と十六日の両日委員会を開催し、一般会計予算など付託された議案十三件について、それぞれ説明を受け慎重に審査した結果、一般会計予算のうち所管の部分を除く十二件については、特に意見・要望を付すこともなく、いずれも全会一致で原案可決すべきものと決定しました。

総務文教常任委員会

うち所管の部分については、質疑討論がなされ、起立採決の結果、原案可決すべきものと決定しました。

三月十七日と二十一日の両日委員会を開催し、一般会計予算など付託された議案十件について、それぞれ説明を受け慎重に審査した結果、特に意見・要望を付すこともなく、全会一致で原案可決すべきものと決定しました。



産業建設常任委員会の現地視察（3月13日 猿毛線3号）

特別委員会中間報告

医療問題特別委員会

議会改革特別委員会

最終日の本会議で、中間報告が次のとおり行われました。

医療問題特別委員会

本特別委員会は、平成二十七年五月臨時会において、地域医療と救命救急体制の充実と高度化に関する事項の調査研究を目的に設置され、今日に至っております。

これまで、当委員会では、望ましい地域医療のあり方を見出すため、県内外の医療機関や病児保育施設、行政当局への視察を行い、医師会や市内の患者団体及び市民団体との懇談会を重ね、加茂市と県央地域の医療体制の諸課題について調査研究を行うとともに、新潟県当局に対し地域医療の充実を求める要望活動なども行って参りました。

この間、県央地域にあつては、地域の念願であつた県央基幹病院について、その設置場所が決定されるなど病院設置に向けた

検討が具体的に進み、加茂市内においては県立加茂病院の改築工事が着手され、加茂市と田上町との合同による病児保育施設設置の計画も進められるなど、地域の医療体制は新しい時代に向けて大きく動き出しました。

しかしながら、医療現場では医師不足や看護師不足といった全国的な課題もあり、このような状況の中で充実した医療体制の実現を目指すためには、施設の実現を目指すだけでなく、医療機関相互の連携の他、医療機関と行政機関との連携など、地域全体で医療部門と、どの様に関わって行くべきか、なども検討されなければなりません。

加茂市を含む県央地域全体の新たな医療体制の構築作業は始まったばかりであり、真に求められる地域医療体制を実現するためには、具体的な検討課題が数多く残されております。

このような現状の中、本特別委員会による調査研究が引き続き必要であるとの認識から、今後も委員会審議を継続すべきものと考えて次第であります。

以上をもって、中間報告いたします。

議会改革特別委員会

本特別委員会は、平成二十七年五月臨時会において、議会の

活性化と改革の推進を目的に設置されました。各委員の意見を集約した三十一項目について委員会を十一回開催し、議長への要請を二回行いました。

一回目の要請では、①八月の全員協議会開催、②議長交際費の公開、③政務活動費の公開、④議案の賛否公開の四項目を要請しました。

②、③は、平成二十七年度分よりホームページにて公開されました。④は、平成二十八年三月議会より議会だよりに公開されました。①は、実現されませんでした。①は、毎年八月に議員間で意見交換会を実施することが決定し、平成二十八年八月三十日に第一回の議員意見交換会が開催され、新潟県知事選挙、熊本地震、応急診療所への対応、特別委員会の状況報告が行われ、議員間の理解が深まりました。

二回目の要請では、①議長、副議長交代月の報酬を日割りにする事、②議会のネット中継をする事、③議会議事録のネット公開をする事、④委員会体制を複数委員会所属にする事、⑤議会だよりの文字を大きくしペー

ジ数を増やす等で充実する事、⑥市民と語る会を実施する事の六項目を要請しました。

たが、④、⑥は、今後も調査・研究が必要であると考えております。

このような現状の中、災害時の対応も検討中であるため、本特別委員会による調査研究が引き続き必要であると認め、今後も委員会審議を継続するべきものと考えて次第であります。

特別委員会の動き

医療問題特別委員会

一月二十三日に特別委員会を開催し、県立加茂病院改築事業に関する県知事への要望活動について協議しました。

二月十七日に出県し、県知事に対し、県立加茂病院改築工事の早期再開と病院機能の充実を要望しました。

また、二月二十三日に特別委員会を開催し、中間報告への対応を協議しました。

議会改革特別委員会

三月九日に特別委員会を開催し、中間報告への対応を協議しました。

昨年十一月二十四日に、



医療問題特別委員会の出県要望（2月17日 県庁）

六つの改革項目について、議長に実施に向け検討の要請を行いました。

これを受け、議長は議会運営委員会に実施の可否等を諮問しました。

その後、議会運営委員会において慎重に検討後、三月十日にその結果を議長へ答申しました。

議長は、議会運営委員会の答申を受けて、三月十四日、市長へ検討、了解について要請しました。（中間報告参照）

詳しくは会議録で
三月定例会の会議録は、六月上旬に発行予定です。図書館、勤労青少年ホーム、かも川荘、ゆきつばき荘、各コミュニティセンターでご覧ください。
なお、行政視察報告についても、会議録と同じ場所でご覧ください。また、視察報告は、市議会ホームページでもご覧になれます。

請願の処理経過と結果

平成二十八年中の議会で採択し市長に送付した請願一件について、その処理経過と結果の報告が今議会でありました。

県医師会応急診療所への参加を求める請願

県医師会応急診療所は、県央医師会がつくって運営しているもので、加茂市は改築費を出す契約は結んでいない。

単独型ERにすることをめざしての改築には、加茂市は反対しているものであり、加茂市民のためには、改築の必要はない。

また、応急診療所の構成市町村というものは存在しない。この診療所の毎年の管理運営費は、県央のすべての市町村が出していない。

2月臨時会

二月二十三日に臨時市議会が開かれ、市長提出の議案三件を承認、原案可決、同意しました。

そのうち、一般会計補正予算は、除雪経費が不足することから、道路除雪費について三千万円を増額し、同額財政調整基金積立金を減額し、一月三十一日付で専決処分したものです。

また、農業委員会の委員等の定数に関する条例の制定は、農

業委員会等に関する法律の改正に伴い、市長が任命する農業委員会の委員の定数及び、農業委員会が委嘱する農地利用最適化推進委員の定数を定めるものです。

また、農業委員会委員の任命について認定農業者等が委員の過半数を占めることを要しない場合の同意については、市長が任命する農業委員会委員について、農業委員会等に関する法律の規定により認定農業者等が過半数を占めることとされていいますが、同法施行規則に規定される認定農業者等に準ずる者を含

めて過半数とするため、議会の同意を得たいというものです。

4月臨時会

四月二十五日に臨時市議会が開かれ、市長提出の議案六件のうち、監査委員の月額報酬を増額する非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正を除く五件については、承認、原案可決しました。

また、非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正は、無記名投票の結果、反対多数により否決されました。

連合審査会

各委員会に付託された議案の総括質疑を行うための連合審査会を三月十日に開催しました。

最初に平成二十九年当初予算の概要について説明を受け、その後、各議案について、総括質疑を行いました。

全員協議会

三月二十三日に全員協議会を開催し、加茂・田上病児保育園を将来的に二階建て建設が可能な構造とすることについて説明を受け、質疑を行いました。

議会日誌

四月二十五日に月例全員協議会を開催し、社会厚生常任委員会の行政視察結果報告、事務に関する説明書の質疑等を行いました。

〔1月〕

23日 医療問題特別委員会

〔2月〕

6・7日 社会厚生常任委員会
行政視察（小山市・印西市）

・「視察事項」

・介護ボランティア支援事業

・健康マイレージ事業

・病児・病後児保育

15日 社会厚生常任委員協議会

現地視察

17日 医療問題特別委員会出県要望

20日 議会運営委員会

23日 臨時市議会

議員意見交換会

医療問題特別委員会

〔3月〕

1日 議会運営委員会

8・23日 定例市議会

9日 議会改革特別委員会

23日 全員協議会

〔4月〕

21日 議会運営委員会

25日 臨時市議会

月例全員協議会

議会だより編集委員会



2月臨時会本会議（2月23日）



全員協議会（3月23日）